

土地立入公告

土地改良事業調査のため、下記により関係土地に立ち入り測量、調査するので土地改良法（昭和24年法律第195号）第118条第3項の規定により公告する。

令和7年4月1日

埼玉県知事 大野 元

裕



記

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1 立入の目的 | 土地改良事業調査のため |
| 2 立入の場所 | 全域 |
| 3 立入の期間 | 令和7年4月 1日から
令和8年3月31日まで |
| 4 土地に立入する者 | 埼玉県発行の土地立入証を所持するもの |